

改正

(目的)

第1条 根室市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成17年根室市規則第9号）第5条の規定に基づき、根室市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選定委員会は、指定候補者の選定ごとに設置し、委員5名以内で組織する。

2 委員長は、総務部長とし、委員は、第1号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、及び第2号に掲げる者を充てる。

(1) 学識経験者

(2) 総合政策部長、指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する部の長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定候補者の選定についての審査が終了したときまでとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解職し、又は解任することができる。

(委員長の職務及び代理)

第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集及び主管)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、事務の取扱は指定管理者の指定をしようとする施設の所管課（以下「所管課」という。）が行い、総括事務は総務部総務課が行うものとする。

(議事)

第5条 会議は、過半数の委員、かつ第2条第2項第1号に掲げる委員の1名以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(選定)

第6条 指定管理者の候補者の選定は、所管課が作成した指定管理者申請者名簿の中から、公平かつ適正に選定しなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 選定委員会の委員長、委員及び関係職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第51号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月30日訓令第53号）

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第18号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日訓令第33号）

この訓令は、公布の日から施行する。